

指定給水装置工事事業者及び 指定排水設備工事事業者のみなさまへ

昨今、適正な手続を経ずに、給水装置又は排水設備の設置、改造、廃止等の工事を施工する事態が、稀に見受けられます。

このような事態は、指定業者制度を根幹から揺るがすことになり、上下水道業界全体の信用失墜を招くこととなります。

このたび堺市の指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者となられたみなさまにおかれましては、法令を遵守し、適正な手続を経て、工事を施工するよう改めてお願いいたします。

なお、違反行為を発見した場合は、指定の取消しや指定の効力の停止等の処分を行いますので、十分にご留意願います。

お問い合わせ先

堺市上下水道局 給排水設備課 管理係
電話：072-250-8945
ファックス：072-250-9164
受付時間：午前9時00分～午後5時30分
(土曜、日曜、祝休日を除く)